

(目的)

第1条 この規程は、獨協大学学則第1条の2及び獨協大学大学院学則第1条の2に基づき、獨協大学（以下「本学」という。）における自己点検・評価及び内部質保証の推進に関する事項を定める。

(自己点検・評価及び内部質保証の推進)

第2条 本学は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、継続的に自己点検・評価を行う。

2 本学は、前項の自己点検・評価の結果を受けて、継続的な改善と向上に取り組むことにより、教育研究等の質の保証（以下「内部質保証」という。）を推進する。

(内部質保証推進委員会)

第3条 前条に定める自己点検・評価及び内部質保証の推進に関する基本方針及び計画の策定のため内部質保証推進委員会を置く。

2 前項に定める委員会の任務、組織及び運営等については、別に定める。

(点検評価委員会)

第4条 内部質保証推進委員会の下に、自己点検・評価及び内部質保証の推進に関する実施機関として点検評価委員会を置く。

2 前項に定める委員会の任務、組織及び運営等については、別に定める。

(各部局内部質保証の推進のための委員会)

第4条の2 本学の各学部、研究科及び事務局（以下「各部局」という。）は、それぞれ個別に内部質保証の推進のための委員会を置くものとする。

2 前項に定める各部局の委員会の任務、組織及び運営等については、各部局の定めるところによる。

(教学課程委員会)

第4条の3 内部質保証推進委員会の下に、教学に係る内部質保証に関して、自己点検・評価の結果並びに各学部・研究科及び各部局の情報を集約し、これを分析して内部質保証推進委員会に報告し、もって同委員会による基本方針の策定を補助する機関として教学課程委員会を置く。

2 前項に定める委員会の任務、組織及び運営等については、別に定める。

(FD・SD推進委員会)

第5条 内部質保証推進委員会の下に、教育の内容及び方法を改善し向上させるための組織的な取り組みの充実及び推進を目的として、FD・SD推進委員会を置く。

2 前項に定める委員会の任務、組織及び運営等については、別に定める。

(自己点検・評価の実施)

第6条 本学の自己点検・評価は、内部質保証推進委員会の下に、点検評価委員会が各部局の内部質保証の推進のための委員会と連携しつつ実施するものとする。

2 自己点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- (1) 大学の理念及び目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織
- (4) 教育課程及び学修成果
- (5) 学生の受入れ
- (6) 教員及び教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等の環境
- (9) 社会連携及び社会貢献
- (10) 大学運営及び財務
- (11) その他内部質保証推進委員会が定める項目

(自己点検・評価結果の公表等)

第7条 自己点検・評価の結果は、公表するものとする。

2 学校教育法第109条第2項により認証評価機関が行う機関別認証評価を受ける際には、前項の結果を用いるものとする。

(認証評価委員会)

第8条 前条第2項の機関別認証評価に対応するために、必要に応じて内部質保証推進委員会の下に、認証評価委員会を置く。

2 前項に定める委員会の任務、組織及び運営等については、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、全学教授会（大学院にあっては、大学院委員会）の審議を経て学長が行う。

附 則（平成12年規程第4号）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第3号）

2 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第14—70号）

3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第7号）

4 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（2020年規程第2号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年規程第10号）

この規程は、2021年8月2日から施行する。ただし、第4条の3については、この規程の施行後3年を経過する時点までの運用状況を勘案して、その改廃について検討するものとする。

附 則（2023年規程第7号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。